

# 財団法人香川県学校給食会寄附行為

## 第1章 総則

第1条 この法人は、財団法人香川県学校給食会と称する。

第2条 この法人は、事務所を高松市西宝町二丁目6番40号におく。

## 第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に基き、学校給食の普及充実に図り、あわせて香川県内における学校給食用物資（学校給食法に定義する「学校給食」の用に供する食品その他の物資で、県教育委員会が指示するもの。）を適正円滑に供給することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する事業
- (2) 学校給食の普及充実にに関する事業
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯する事業

2 この法人は、前項の事業の遂行に支障のない限り、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて、同項の事業に準ずる事業を行なうことができる。

## 第3章 資産及び会計

第5条 この法人の資産は次の通りとする。

- (1) この法人設立当初の寄附にかゝる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であつて、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とし、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

第8条 基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、且つ、香川県教育委員会の承認を受けて、その一部を処分し又は担保に供することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び事業に伴う収入等運用財

産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前理事長が編成し、理事会の議決を経て香川県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け香川県教育委員会に報告しなければならない。この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越するものとする。

第12条 この法人の事業遂行上必要であるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第13条 収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、且つ、香川県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

第15条 この法人には、次の役員を置く。

理事 8名以上15名以内（内理事長1名、常務理事2名以内を含む。）

監事 3名以内

第16条 理事長、常務理事は理事の互選とする。

第17条 理事、監事は評議員会において次の各号から選出する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学校給食実施校
- (3) 学識経験者

第18条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

第19条 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基き日常の事務に従事する。

第20条 常務理事は、理事長事故あるとき又は欠けたとき、並びに理事長個人と利益相反する行為となる事項については、その職務を代理する。この場合において、常務理事が2名置かれている場合にあつては、理事長があらかじめ指名した順序によるものとする。

第21条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

第22条 監事は民法第59条の職務を行う。

第23条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。役員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中といえども評議員会及び理事会の議決により、これを解任することができる。

第24条 役員は、有給とすることができる。

第25条 この法人には、評議員15名以上30名以内をおく。評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。評議員には第23条を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第26条 評議員は、評議員会を組織し、理事会の諮問に応じて、この寄附行為に定める事項を審議するほか理事長に対して必要と認める事項について助言する。

第27条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱するものとする。顧問及び参与は、この法人の重要事項に対して理事長の諮問に応ずる。

第28条 この法人の事務を処理するため、主事、主事補等の職員を置くことができる。職員は、理事長が任免する。職員は有給とすることができる。

## 第5章 会議

第29条 理事会は毎年2回以上理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 会議の議長は理事長とする。

第30条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ開くことができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。理事会の議決はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除く外出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第31条 理事会は、この寄附行為に別に定めてあるものの外、次の事項を議決する。

- (1) 評議員会に諮問しなければならない事項
- (2) 基本財産の編入又は管理方法についての事項
- (3) 不動産の買入れまたは処分についての事項
- (4) その他この法人が事業遂行に重要な事項

第32条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 収支予算及び収支決算についての事項
- (2) 寄附行為の変更についての事項
- (3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

2 第29条第1項及び第30条は、評議員会にこれを準用する。この場合において第29条第1項及び第30条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、その会議において出席評議員の互選により決める。

第33条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名なつ印の上、これを保存する。

#### 第6章 専門委員会及び学校給食研究所

第34条 この法人の運営上必要のあるときは、専門委員会及び学校給食研究所を設けることができる。専門委員会及び学校給食研究所に関する規程は、理事会の議を経て別に定める。

#### 第7章 支部

第35条 この法人は、地区ごとに支部をおく。支部に関する規程は理事会の議を経て別に定める。

#### 第8章 寄附行為の変更並びに解散

第36条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数おのおのの3分の2以上の同意を経、且つ、香川県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

第37条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのおのの4分の3以上の同意を経、且つ、香川県教育委員会の許可を受けなければならない。

第38条 この法人の解散に伴う残余財産は、評議員会にはかり、理事全員の同意を経、且つ、香川県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

#### 第9章 補則

第39条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第40条 この法人は、従来香川県学校給食会の有していた権利義務の一切を継承する。

#### 附 則

この法人設立当初の理事及び監事は次の通りである。

理 事 (会 長)	久保田 英一
〃 (理事長)	朝倉 政之
〃 (常務理事)	岡 秀一
〃 ( 〃 )	小西 正之
〃	松本 敏明
〃	安藤 忠孝
〃	三井 恒三郎
〃	安藤 秀敬
〃	亀井 寿男
〃	津島 要
理 事	植田 弘一
〃	溝内 正夫
〃	西岡 盛義
〃	秋山 正雄

〃	国方	正幹
〃	織田	金四郎
監 事	坂口	義士
〃	田尾	義行
〃	滝川	碧

- 2 この寄附行為は、昭和31年7月31日から施行する。
- 3 この寄附行為は、昭和40年12月10日から施行する。
- 4 この寄附行為は、昭和46年7月17日から施行する。
- 5 この寄附行為は、平成元年5月23日から施行する。
- 6 この寄附行為は、平成9年4月28日から施行する。
- 7 この寄附行為は、平成11年6月1日から施行する。
- 8 この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 10 この寄附行為は、平成18年8月1日から施行する。なお、改正後の財団法人香川県学校給食会寄附行為の規定により新たに理事長及び常務理事が選任されるまでの間は、この寄附行為の施行の日の前日において会長であった者が改正後の財団法人香川県学校給食会寄附行為の規定による理事長の職を行い、及び理事長であった者が改正後の財団法人香川県学校給食会寄附行為の規定による常務理事の職を行うものとする。
- 11 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 12 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。